

令和6年度

防災設備技能再講習ご案内

一般財団法人 神戸住環境整備公社

防災設備技能講習を修了し総合操作盤の監視、操作などの業務に従事する方は、5年ごとに再講習を受講することが義務づけられています。この講習はこれらの方を対象に実施するもので、近年の火災事例やそれらに伴う法令改正等の最新知識の習得を目的としています。

開催日時、場所等

実施回	開催日	申込開始日（電話予約）
第1回	令和6年 4月26日(金)	令和6年2月26日(月)
第2回	6月 7日(金)	
第3回	7月19日(金)	令和6年5月20日(月)
第4回	8月30日(金)	
第5回	10月 4日(金)	令和6年8月5日(月)
第6回	11月 8日(金)	
第7回	12月20日(金)	令和6年10月21日(月)
第8回	令和7年 2月21日(金)	

(注) 1 定員に達すれば、受付を締め切ります。

2 講習事務局に電話し受講日を予約してください。電話予約の受付は平日の9時～17時（土、日、祝日、年末年始を除く）です。

※ 定 員 各回 34 名

※ 講習時間 9時00分～16時40分（受付8時30分～）
講義の進行状況によって多少前後する場合があります。

※ 講習会場 神戸市民防災総合センター
神戸市北区ひよどり北町3丁目1（神戸市消防学校）

※ 講習当日の連絡先 ☎ 080-2415-4598（当日の遅刻、欠席等の連絡専用ダイヤル）

受講料及び申込手続き等

1 受講料 10,480 円（消費税率 10%、消費税額 952 円）

※領収書（インボイス）につきましては、受講終了後にお渡しいたします。

※納入された受講料はお返しできませんので、ご了承ください。

2 受講申込手続き

(1) 受講日の予約（TEL078-647-9999）

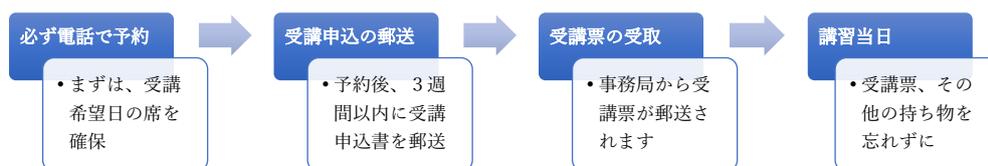
受講定員に限りがありますので、必ず申込期間に講習事務局に電話し、希望する講習日を予約してください。

(2) 受講申込書の記入・受講料の納入

- ① 「防災設備技能再講習受講申込書兼整理票及び防災設備技能再講習受講票」の太枠内に必要事項を記入してください。申込書等は、公社ホームページからダウンロードできます。
- ② 郵便局備付けの「払込取扱票」により、受講料を納付してください（払込手数料はご負担ください）。
- ③ 「振替払込請求書兼受領証」及び「防災設備技能講習修了証」の写しを受講申込書の所定の位置に貼付して講習事務局に郵送してください。

(3) 受講申込書の提出

- ① 受講申込は電話予約後 3 週間以内に完了してください。その期日までに申込がないときは、予約キャンセル扱いとなりますのでご注意ください。
- ② 受講申込書と受講票は切り離さないでください。
- ③ 郵送時には、返信用封筒（宛名を明記し 110 円切手を貼った長形 3 号）を同封してください。申込受付の手続きが完了すれば受講票を返送します。



(4) 受講のキャンセル

都合により受講をキャンセルする場合は、必ず事前に講習事務局まで電話連絡をお願いします。

3 昼食について

講習会場周辺には、コンビニ・飲食店がありません。昼食は各自でご用意ください。

従来行っていた弁当の斡旋はいたしません。

講習の内容と修了証の交付

- 1 座 学 近年の火災事例や法令改正に関する講義を行います。
- 2 実 技 総合操作盤、消防用設備等の概要説明及び取扱実習を行います。
- 3 修了証交付 講習修了者に「防災設備技能講習修了証」を即日交付します。

資格取得後の留意事項

- 1 当講習を修了した方は、修了証に記載された有効期限内に再講習を受講してください。
- 2 住所を変更されたときは、速やかに講習事務局に届け出てください。
- 3 修了証を紛失し、または氏名を変更されたときは、速やかに講習事務局に届け出て、証の再交付を受けてください（再交付手数料が必要です）。

受講上の注意事項

- 1 受講当日は、「防災設備技能再講習受講票」、「防災設備技能講習修了証」及び筆記用具等必ずご持参ください。
- 2 遅刻、途中退席など講習を受講しなかった場合、欠席扱いとなりますのでご注意ください。
- 3 冬季に受講される方は、各自防寒対策をしてください。
- 4 自動車・単車等でのご来場はご遠慮ください。
講習会場に受講者用の駐車場はありません。
- 5 個人情報の取扱い
本申込にかかる個人情報は、防災設備技能講習事業における名簿等の資料の作成、防災設備技能講習修了証及びデータベースの作成、関連する情報のお知らせに利用します。また当資格を適正に管理するため、神戸市消防局にも提供されます。

参 考

神戸市火災予防条例

(総合操作盤により監視、操作等に従事する者の資格)

第 50 条の 4 の 5 令別表第 1 に掲げる防火対象物の関係者は、当該防火対象物に設けられた総合操作盤又はこれに類する制御盤、操作盤で消防長が定めるものにより監視、操作等に従事させる場合には、消防長が定める講習を受けた者に当該行為を行わせなければならない。

2 前項の規定により監視、操作等を行う者は、同項の消防長が定める講習を定期に受けなければならない。

講習事務局及び連絡先

一般財団法人 神戸住環境整備公社
防災講習センター

〒653-8768 神戸市長田区二葉町5-1-32
新長田合同庁舎8階

TEL (078) 647- 9999 FAX (078) 647- 9998